

■議案第1号 平成31年度地場産業振興センター食品加工施設新築工事（建築主体）請負契約の一部を変更する契約の締結について

【要旨】

令和元年6月13日に議決を経た平成31年度地場産業振興センター食品加工施設新築工事（建築主体）請負契約の一部を変更する契約を締結するため、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年四万十町条例第47号）第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

【請負契約締結内容】

工 事 名	平成31年度地場産業振興センター食品加工施設新築工事（建築主体）
工 事 場 所	四万十町 平串 地内
請 負 代 金 額	〔変更前〕188,352,000円（13,952,000円） 〔変更後〕195,874,800円（17,806,800円） 〔増減額〕 7,522,800円（3,854,800円） （ ）内は、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
契約の相手方	住所 四万十町平串584番地 氏名 有限会社 三浦建設 代表取締役 三浦 新平

【主な変更内訳】

項 目	変更理由
犬走り施工	空調室外機等をアスファルト舗装上に直付けする計画であったが、機器の荷重に対する舗装面の沈下等の影響を考慮し、設備据付範囲にコンクリート犬走りを施工する。（約40万円増額）
土留め工事	敷地内水道管を町道側へ再敷設することに伴う道路境界側基礎掘削工事の結果、道路側の崩落を防ぐための安全対策としてコンクリート土留め工事を施工する。（約90万円増額）
消費税率変更	当初契約では消費税率及び地方消費税率を8%としていたため、令和元年10月1日付けの税率改正に伴い10%に変更する。（約390万円増額）
その他	天井点検口の増設、舗装工事面積の変更、南側境界 框 ^{かまち} を新設 等

【根拠法令】

四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき契約） 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により 議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5,000万円以上の工事又は 製造の請負とする。
